

入札監理小委員会における審議の結果報告 産業財産権研究推進事業

産業財産権研究推進事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成28年6月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 入札のスケジュールについて

【論点】

入札公告から入札書及び提案書の提出期限までの期間が、十分なスケジュールとなっているか。

【対応】

予算要求過程において、業務内容の見直し等が行われたことにより、全体のスケジュールが後ろ倒しとなった。

その上で、更に下記の見直しにより入札スケジュールを全体として1か月後ろ倒しとし、十分な期間を設定した。当初の予定より2か月事業開始が遅れることとなるが、業務内容から考えても事業実施に支障がないことを確認した。（15頁）

- ・入札公告から入札説明会までを10日間程度。
- ・入札説明会から質問受付期限までの間を10日間程度。
- ・入札書及び提案書の提出期限から開札及び落札者の決定までの間を10日間程度（ゴールデンウィークのため）。

2. 競争性の確保について

【論点】

一者応札であったことを踏まえ、競争性の確保について検討すべき。

【対応】

過去の契約条件の推移を分析し、過去の入札参加者や説明会参加事業者へヒアリングを行った結果等を踏まえて、事業内容を明確にする、提案書作成の期間を長めに設定する、入札参加グループの結成を認める、専門職大学院（技術経営、知的財産分野）へ周知する等の対応をした点が小委員会で報告され、実施要項（案）の内容について確認を行った。

3. 意見募集結果等について

平成26年1月29日から2月19日まで、意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは特許庁に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上